

「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(案)に対する意見募集



環境省では「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)(案)の制定を検討しており、2019年12月16日から2020年1月15日の期間で意見募集(パブリックコメント)を行っています。

【指針案について】

浄化槽法の一部を改正する法律(以下、改正法)において、特定既存単独処理浄化槽に対する措置が盛り込まれましたが、その措置に対する指針案が意見募集の対象となっています。

特定既存単独処理浄化槽とは、そのまま放置すると生活環境保全や公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められているものと改正法で定義されています。また、この特定既存単独処理浄化槽に対して、必要な措置をとるよう助言又は指導、勧告及び命令をすることが出来るようになり、違反者には30万円以下の罰金が処せられます。これらの事に関して、指針となるものを定めたものが今回のガイドラインの内容となっています。

参考として、以下がガイドライン(案)の目次(一部抜粋)になります。(詳細はガイドラインをお読みください)

【目次】

第1章「特定既存単独処理浄化槽の措置」の検討

1. 法に定義される「特定既存単独処理浄化槽」
2. 具体の事案に対する措置の検討

第2章「特定既存単独処理浄化槽の措置」を講ずるに際して参考となる考え方

1. 「特定既存単独処理浄化槽」の判定の参考となる事項
2. 「特定既存単独処理浄化槽」を把握するための根拠となる情報

第3章「特定既存単独処理浄化槽」に対する措置の実施

1. 立入検査
2. 「特定既存単独処理浄化槽」の浄化槽管理者への助言又は指導(法附則第11条第1項)
3. 「特定既存単独処理浄化槽」の浄化槽管理者への勧告(法附則第11条第2項)
4. 「特定既存単独処理浄化槽」の浄化槽管理者への命令(法附則第11条第3項)
5. 勧告又は命令後の対応

当社では、多くの排水項目の分析についても長年の実績があり、短納期・多検体での対応が可能です。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 2019年12月16日付

電子政府の総合窓口(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000195990>)を加工して作成

環境検査箇所 荒木琢也